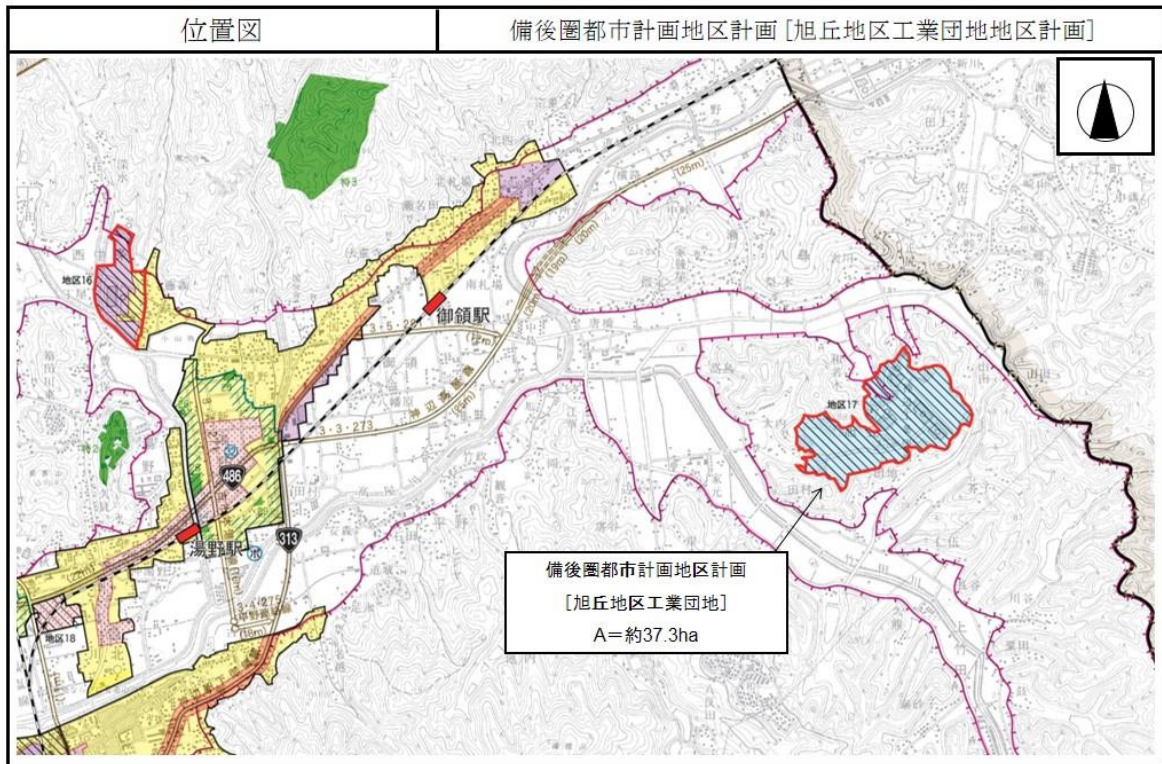


17. 旭丘地区工業団地地区計画

名 称		旭丘地区工業団地地区計画
位 置		福山市神辺町旭丘及び大字上竹田地内
面 積		約37.3ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、本市神辺町の東部に位置し、山陽自動車道の整備による効果を活用して、備後地区工業整備特別地域における工業の振興と同町の発展を図るため、計画的に開発した工業団地である。このため、建築物等の規制及び緑化の積極的な推進により、周辺環境と調和した工業団地環境を形成し保持することを本地区計画の目標とする。
	土地利用の方針	先端技術産業、非公害型産業が立地し、緑豊かな潤いのある工業団地環境で、生活環境と調和のとれた利便性の高い工業団地の形成を図る。
	地区施設の整備の方針	当該地区内には、工業団地造成事業により、道路、公園等が整備されているので、これらの施設の機能が損なわれないよう維持保全を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な工業団地環境を形成するため、建築物等の用途の制限を定めるとともに、建築物等の密集により安全及び衛生の確保が困難にならないよう、敷地面積の最低限度を定める。 さらに、美しい街並みの形成を図るため、壁面の位置の制限を定めることによって空間の連続性を図り、そのことによって生ずる空間は、積極的な緑化に努める。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2(る)項第1号(1)から(11)まで、(14)、(17)から(23)まで、(26)、(27)、(29)及び(30)に掲げる事業を営む工場。 2 建築基準法別表第2(わ)項第2号から第8号までに掲げる建築物。ただし、単身者向け共同住宅及び寄宿舎並びにその他福利厚生施設で、当該区域内に立地する工場の従業者のための施設を除く。
	建築物の敷地面積の最低限度	500平方メートル
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、3メートル以上とする。
	垣又はさくの構造の制限	1 敷地の周囲に設置する垣又はさくは、生垣、金網その他これらに類するものとする。 2 門の高さは地盤面から2メートル以下とする。
備考		

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」

■位置図



■計画図(地区計画区域及び地区整備計画区域)

